

コミュニティ活動の場となる施設の整備を促進

○集会所建設費補助 1,917万4,000円

【概要】 自治会が自ら行う集会所の建築、購入および修繕に要する経費に対し予算の範囲内で補助することにより、地域住民の福祉向上およびコミュニティ活動の推進を図ることを目的とするもの。

質疑 毎年増額しているが、今後どれだけ修繕が必要か予測して取り組んでいるのか。

答弁 令和8年度から補助金額の上限額など、制度の見直しを行っている。令和8年度は、旧制度で一旦認められた部分と、令和8年度から新たに実施する部分を合算して、予算を計上したため、膨らんだ形になっている。

質疑 1つの集会所当たりの上限額は。

答弁 補助金の上限額は、今までの旧制度は100万円であったが、令和8年度からの新制度では半額の50万円とした。なお、補助金の対象となる事業費については、旧制度では50万円未満の改修は対象外であったが、新制度では対象外の金額を25万円未満とし、少額の改修であっても対象となりやすいようにした。

令和8年4月からこども誰でも通園制度を実施

○乳児等のための支援給付事業費 1億2,848万8,000円

【概要】 こども誰でも通園制度を実施するための費用を計上するもの。

質疑 こども誰でも通園制度の実施に当たり、実施園に対して事前面談の補助はあるのか。また、キャンセルが発生した場合、実施園に負担とならないのか。

答弁 まだ国からの通知がないが、基本的に事前面談および利用した後に行うアフターケアの面談に対して、その分の加算を申請できることになっている。利用当日の午前0時以降にキャンセルした場合は、利用予定であった時間に係る基本単価分は、市に申請できることになっている。

質疑 利用当日の午前0時以前にキャンセルされた場合には、実施園は利用予定であった時間に係る基本単価分では申請できないが、利用料の取り扱いなど何か検討する予定はあるのか。

答弁 当日までにキャンセルをされた場合の利用額などは各施設で決めていただく。実施施設ごとにキャンセル料徴収の有無も含め、運用について今後考えていく必要がある。

